

四街道市中小企業資金融資条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 創業者 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）<u>第2条第31項</u>に規定する者をいう。</p> <p>(3)～(7) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 創業者 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）<u>第2条第29項</u>に規定する者をいう。</p> <p>(3)～(7) (略)</p>